

高知県商工団体連合会 NO.953(52-30)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

## 年間(4月~3月)で読者55人増、会員12人増 全民商の読者増勢は1991年以来 県連の会員増勢は1995年以来

■2021年 春の拡大運動 (1/1~3/31現在)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	3	1	2	0	0	2
香美郡	30	6	4	0	0	19
南国	17	3	4	3	0	8
高知	35	20	11	4	0	18
仁淀川	4	1	1	0	0	4
須崎	3	1	0	0	0	1
中村	6	1	1	0	0	3
計	98	33	23	7	0	55

成果会員: 読者が会員を拡大した会員(紹介含む)

■昨年3月末と今年3月31日との差

	読者	会員	共済			婦人	青年
			総加入者	民商会員	配偶者		
安芸	+2	-5	+1	+2	-1	-2	0
香美郡	+11	+5	-7	+1	+4	0	-2
南国	+2	-3	-9	-4	-3	+1	0
高知	+29	+27	-64	-27	-15	-12	-2
仁淀川	+1	0	+3	+1	-1	+2	0
須崎	+5	-8	-5	-2	-2	-4	0
中村	+5	-4	-14	-6	-5	0	0
計	+55	+12	-95	-35	-23	-15	-4

積極的なコロナ対応で増勢  
左表のように、読者で全  
民商が増勢、会員では香美  
郡と高知が増勢とし県連も  
増勢に。いずれも1990  
年代以来の成果です。

29日時点で南国のみ、読  
者でプラスマイナス0の状  
況でした。南国の事務局か  
らの働きかけに加えて、東  
谷県連会長が、森南国民商  
会長に、「ぜひ全民商増勢に  
しましょう。1991年以

<4/5香美郡民商会報より>

### 民商50周年の節目の年に 読者・会員年度増勢達成しました

昨年4月1日から今年3月末の期間で読者・会員の増勢を達成しました。会員が増えた要因としては、新型コロナ支援策の申請をサポートしたことや、申告期限が延長になったことで4月以降も税金要求での新入会員が増えたことが挙げられます。

なにより、会員・読者のみなさんが「民商へ相談してみいや」と紹介していただいたことが成果につながりました。

特に持続化給付金の申請では、今まで拡大をしたことがなかった会員さんが、周りで困っている方に声をかけてくださり、拡大の輪が広がりました。本当にありがとうございました。

会員増勢は2007年以来の快挙で、香美郡民商50周年という節目の年に達成できたことに感謝いたします。

できることならみんなで祝いたいところですが現状では難しいのが残念です。

今後、役員会で何らかの形で50周年と年度増勢を祝い、会員のみなさんと共有できる取り組みを検討したいと思います!!



来になります」と最終版の奮闘を呼びかけ。月末にプラスに転じました。

各民商は、拡大とあわせて、退会や購読中止の申し出に継続購読を訴えま

県下民商の年間会員拡大が3桁に達したのは2011年以来です。

高知民商は年間の会員拡大数を33から66へ倍化し、2019年に続き読者、会員とも増勢を達成。

香美郡民商の会員年間増勢は2007年以来、読者、会員とも増勢になったのは1995年以来です。

### 3月29日・商工新聞記事 高知初のピキデー集会 下本さんの元原稿(全文)

「ピキデーin高知」の報告  
高知民商 下本節子  
ビギン核被災労災訴訟原告団長  
民商の皆様 いつもご支援ありがとうございます。

3月29日(日)午前9時、パネルディスカッションでは、4人(室戸の調査を続けている元教員、新聞記者、弁護士、遺族の私)がそれぞれスピーチしました。

午後、ノーモアヒバクシヤ東京弁護士・内藤弁護士とNGOピースボード共同代表・川崎さんの中身の濃い講演がありました。

参加者は会場参加オンライン参加マスコミ等合わせて200人以上との発表がありました。

締めは20代の若者たちが話し合い練り上げた「集会宣言」で幕を閉じました。

### 税務署はコロナ特例教えてくれなかった

仁淀川民商のAさんは「消費税簡易課税選択届け」をしていませんでした。「どうにかならないか」と税務署に相談に行きました。署員は「課税期間開始まで(前年の12月末まで)に『届け』を提出していないので簡易課税では申告できない」というのみで、特例(左記)のことは教えてくれませんでした。

特例を知らずに納税額が増えた場合、申告期限(個人は4/15)までなら申告のやり直しができます。

### 消費税の課税選択の変更に係る特例 <抜粋>

#### 特例の対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち 任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少(前年同期比概ね50%以上)している事業者

#### 簡易課税制度の適用に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける(又はやめる)ことができます。